

「ひょうごアスリート応援団」 実施要領

1 趣 旨

本県ゆかりの元トップアスリート等により構成する人材リスト「ひょうごアスリート応援団」を作成し、登録者等を県体育協会加盟団体が実施する各種事業に派遣することにより、本県ジュニアアスリートの育成及び地域スポーツ活動の推進を図る。

2 対象事業

県体育協会加盟団体（競技団体・市町体育協会）が実施するジュニアアスリート育成事業及びスポーツ関連事業等

3 登録対象者等

事業の趣旨に賛同し承諾を得た、本県ゆかりの元トップアスリート、オリンピック、元プロスポーツ選手・チーム、実業団チーム等

4 実施方法

- (1) 県体協事務局が推薦を受けた登録候補者・チームから承諾を得て、「ひょうごアスリート応援団」登録者リストを作成し、県体協HPに掲載する。
- (2) 県体協HPの登録者リストから、事業実施者が希望する登録者・チームを県体協事務局へ照会する。
- (3) 県体協事務局が登録者・チームに連絡する。
- (4) 登録者・チーム了承後、県体協事務局が事業実施者に通知する。
- (5) 事業実施者が登録者・チームと日程等の調整をする。
- (6) 事業実施後、事業実施者が実施報告書を県体協に提出する。

※ 別紙参照

5 その他

- (1) 謝金は、実施報告書提出後、県体協事務局が謝金単価基準(別表参照)に従い事業実施者に支払う。それ以外に要する費用は、事業実施者が負担すること。
- (2) 参加者の事故等については、事業実施者が責任を持って処理すること。